

Xi-net エックスアイネット 契約約款

第 1 章 総則

第 1 条 (約款の適用)

1. 有限会社アーク未来研究所 (以下「当社」といいます) は、この契約約款に基づき、インターネットプロトコルによる電気通信サービス (以下「本サービス」といいます) を提供するものとし、また、本サービスの利用に関し、契約者 (本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいい、以下「契約者」といいます) と弊社との間の一切の關係に適用されるものとし、また、
2. 当社が契約者に対して発表もしくは通知する本サービスに関する諸規定や利用上の注意等は、本約款の一部を構成し、本約款と同等の効力を有するものとし、また、
3. 契約者が本サービスを利用するには、本契約約款の他、契約者の利用する第一種電気通信事業者の定める電気通信に関する契約約款、利用規則、利用条件等に同意しなければなりません。
4. 契約者が、本サービスを利用するにあたって利用する付加サービス (以下「付加サービス」といいます) については、当該サービスを提供する事業者 (第 3 項に定める第一種電気通信事業者を含むがこれに限られないものとし、以下「関連事業者」といいます) が定める契約約款等を適用するものとし、また、

第 2 条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、当社のウェブサイト (本サービスの専用ページを含み、以下「当社サイト」といいます) に掲載するなどの当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社サイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、当社よりその内容を発信した時点に行われたものとし、また、

第 3 条 (契約約款の変更)

当社は、契約者に事前の通知をすることなく本約款を随時変更することがあります。この場合、変更後の本約款も契約者と当社との一切の關係に適用されます。なお、変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社サイト等に掲載した時点より、効力を生じるものとし、また、

第 4 条 (準拠法及び合意管轄)

1. この契約約款 (本約款に基づく利用契約等を含み、以下同じとします。) に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本約款に記載のない事項及び記載された項目について契約者と当社の間で疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議するものとし、両者の中で訴訟の必要が生じた場合には当社本店所在地を管轄する地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

第 2 章 利用契約の成立

第 5 条 (利用契約の単位)

利用契約は、別途定めるサービスプランごとに締結されるものとし、また、利用契約は、電気通信回線 (ISDN 回線、ADSL 回線、光ファイバー回線を含むがこれに限られません) 1 回線ごとに 1 契約のみ可能とします。

第6条（利用の申し込み）

本サービスの利用の申し込みは、申込者が本約款に同意の上、当社所定の方法により行うものとします。但し、やむを得ない場合で当社が特に認めたときに限り、他の方法で申込を受け付ける場合があります。

第7条（承諾）

1. 利用契約は、前条に定める申し込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。但し、次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が実在しない場合
 - (2) NTT東日本、NTT西日本（以下併せて「NTT」といいます）が提供する地域 IP 網への接続サービス（フレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、フレッツ・光を含むがこれに限られないものとし、以下「フレッツサービス」といいます）の提供地域でない場合
 - (3) 当社がNTTへフレッツサービスの申し込みを取り次がない場合に、申込者がフレッツサービスの申込を完了していない場合
 - (4) 本サービスの利用申し込みの際に虚偽の届出をしたことが判明した場合
 - (5) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかの場合
 - (6) 申込者が、申し込み以前に当該本サービス及び本サービス類似のサービスの提供に関する利用契約について当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が申し込みの時点で、一時停止中である場合
 - (7) 申込者が暴力団等の反社会的な団体もしくはその関係者である場合
 - (8) 当社が申込者について本約款上の義務を怠る恐れがあると判断した場合
 - (9) 当社が申し込みに係わるサービスを提供できないと判断した場合
 - (10) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合
 - (11) 申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用するおそれがあると当社が判断した場合
 - (12) その他、当社が契約者として不相当と判断したとき
2. 当社は、申込者が申込をした時点で、この契約約款の内容を承諾しているものとみなします。

第8条（契約事項の変更）

1. 契約者は、その氏名、商号（婚姻、合併等当社が承認した場合に限ります）、代表者、住所、クレジットカード番号、電話番号、電子メールアドレス等当社に届け出ている事項に変更があったときには、当社所定の方式により速やかに当社に届け出るものとします。
2. 前項の届出がなかったことにより契約者が不利益を被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。

第9条（利用契約の変更）

1. 契約者が本サービスの内容、種類、本サービスの料金等の支払方法等を変更しようとするときは、変更を希望する月の前月20日までに当社所定の方法により、当社に変更を申し出るものとし、当社が当該申込に対し承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします（第一種電気通信事業者の電気通信回線の開通工事日等の事由により効力の生じる日を指定することがあります）。但し、第7条（承諾）第1項各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあります。
2. 当社は、前項の規定に基づき変更申込を承諾した場合、変更を承諾した月の翌月初日より本サービスの利用について変更された事項を適用します。

第10条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、本サービスの利用が開始された月（以下「利用開始月」といいます）から6ヶ月間とします。ただしキャンペーン等の無料期間は、最低利用期間には算入しない物とします。

契約者が、本サービスの利用開始月から最低利用期間内に解約を行った場合、当社が定める期日までに、1万500円（税込）を違約金として一括して支払う義務を負います。

第11条（契約者からの解約）

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- （1）契約者は解約を希望する月の前月25日までに当社所定の方法により申請するものとします。
- （2）契約者より前号の申請がない場合、当社は、利用契約を自動的に更新するものとします。
- （3）利用契約を解約する際は、解約時まで発生する料金を当社の指定する方法で一括して支払わなければならないとします。
- （4）利用可能期間は解約月の25日までとなります。契約者は、契約者の使用するPCおよび接続設備等からIDとパスワードを削除し、不要な接続等を行わないようにするものとします。

第12条（設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により必要な設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、自己の責任で、契約者の設備を本サービスに接続するものとします。

第3章 サービス

第13条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、本約款で特に定める場合を除き、フレックスサービスの提供されている地域のうち、当社の定める範囲とします。但し地域名はNTTの使用するものに準じます。

第14条（本サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。この場合において、契約者に支払済みの利用料がある場合、当社は、すでに経過した利用期間に対応する利用料を月割りで差し引くことにより精算し返金します。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の30日前までに通知します。但し、緊急やむを得ない場合又はNTTの都合により本サービスの全部又は一部を廃止する場合については、この限りではありません。

第4章 利用料金

第15条（本サービスの利用料金、算定方法等）

1. 本サービスの利用料金、算定方法等は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。又、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。
3. 契約者は、本サービスの料金等における請求書、払込用紙等を紛失した場合は、速やかに当社に通知するものとし、その再発行にかかる費用を負担するものとします。

第16条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を当社所定の方法により支払うものとします。

2. 前項において契約者が集金代行業者に支払う手数料及び金融機関に支払う振込手数料、請求書等の再発行にかかる費用、その他費用は、当社が特に認めた場合を除き、当該契約者の負担とします。

3. 第1項の期間において、第26条（保守等によるサービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたとき、及び第28条（利用の停止、解約）の規定に基づく利用の停止があったときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

4. NTTの工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できなかったとしても、料金の減額等はいりません。

5. 当社による申し込み承諾以降は、契約者から当社に対する支払済みの料金はいかなる場合にも返却いたしません。

第17条（初期登録料及び工事費の扱い）

1. 契約者は、当社に本サービスの申込及びプラン変更の申込をし、その承諾を受けたときは、対象となるプランにより初期登録料又は変更手数料等の支払を要するものとします。

2. フレッツサービス及び付加サービスの月額利用料等の費用は、当社が特に定める場合を除き、NTTもしくは関連事業者から契約者に直接請求されるものとします。

3. フレッツサービスについて、当社がNTTとの取次を行う場合であっても、当該回線の契約は契約者とNTTとの間で行われるものとし、当社は原則として回線の開通調整等はいりません。

第5章 契約者の義務等

第18条（ユーザID及びパスワード）

1. 契約者は、アカウントID及びそれに対応するパスワードを第三者に開示、又は貸したり、第三者と共有しないものとし、漏洩することのないよう管理するものとします。

2. 契約者は、契約者のアカウントID及びパスワードにより本サービスが利用されたとき（機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身が関与しなくともアカウントID及びパスワードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含む）には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意します。但し、当社の故意又は重過失によりアカウントID又はパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

3. 契約者のアカウントID及びパスワードを利用して契約者と他者により同時に、また他者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しません。

4. 契約者は、自己のアカウントID、パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。当社は、当該契約者のアカウントID及びパスワードが他者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第19条（自己責任の原則）

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（前条により、契約者による利用または行為とみなされる他者の利用や行為を含み、以下同様とします。）とその結果について一切の責任を負います。

2. 契約者は、本サービスの利用に伴い他者に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレーム等を通知する場合においても同様とします。

3. 契約者は、本サービスを經由して、当社以外の第三者のコンピューターやネットワーク（以下「他者ネットワーク」といいます）を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利

用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、他者ネットワークを利用して第20条（禁止事項）各号に該当する行為を行わないものとします。

4. 当社は、本サービス経由による他者ネットワークの利用に関しいかなる責任をも負いません。
5. 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任は全て契約者が負うものとします。当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第20条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- (2) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- (6) わいせつ（性的好奇心を喚起する画像、文書を指しますがこれに限られません）、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
- (12) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- (14) 他者の設備等又は本サービス用設備（当社が本サービスを提供するにあたり、当社及び当社より委託を受けた第三者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア、及び本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（当社が第一種電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線及びアクセスポイントを含む）の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (15) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為
- (16) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (17) 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反し、又は他者に不利益を与える行為
- (18) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- (19) その他、社会的状況を勘案の上、当社が不相当と認める行為

第21条（権利譲渡の禁止）

本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利の譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第6章 当社の義務等

第22条（当社の維持責任）

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスが円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

第23条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、当社所定の方法により可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部（修理又は復旧を含む）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第24条（通信の秘密の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様（統計情報への編集・加工を含む）においてのみ、使用または保存します。但し、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、予め契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分、命令、法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要なと認めた場合には、当社は、必要な範囲で金融機関等又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて第1項の守秘義務を負わないものとします。
4. 当社は、契約者が第20条（禁止事項）各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第25条（契約者情報等の保護）

1. 当社は、契約者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報（以下「契約者情報等」といいます。）を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。又、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。
2. 当社は、契約者情報等を承諾なく契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。但し、契約者に対し、当社または当社業務提携先等のサービスに関する案内を行う場合、又は広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他法令の定めに基づく強制の処分が行われ

た場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるものとします。
5. 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、契約者情報等を消去するものとします。但し、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。
6. 当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。この個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が優先するものとします。
7. 契約者は、当社がフレッツサービスの利用に係る事項についての手続等を行う目的で、NTTに対し、契約者が本サービスの申込にて入力した所定の事項（当社に届け出た変更事項を含みます）を提供することを承諾します。

第7章 利用の制限、中止及び停止

第26条（保守等によるサービスの中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあり、この場合、可能な限り予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。また、当該中止により契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。
 - (1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
 - (2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (3) 第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
 - (4) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
 - (5) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を検知した場合
 - (6) 停電、火災、天災、戦争、動乱、労働争議などによりサービスの提供が困難になった場合
 - (7) その他当社が一時的な中断が必要と判断した場合
2. 契約者が本サービス用設備に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常予想外の通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第27条（契約者への要求等）

1. 当社は、契約者による本サービスの利用が第20条（禁止事項）の各号に該当すると判断した場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第20条（禁止事項）各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないことを要求。
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議（裁判外紛争解決手続を含む）の要求。
 - (3) 契約者が発信又は表示する情報の削除を要求。

- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置くこと。
 - (5) 事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置。
 - (6) 第28条（利用の停止、解約）に基づき本サービスの利用を停止又は利用契約の解約。
 - (7) 当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴の提起。
2. 前項の措置は第19条（自己責任の原則）に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
 3. 契約者は、第1項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が第1項に従った措置を行った場合でも、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第28条（利用の停止、解約）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス提供の停止、あるいはその利用契約の解約を事前の予告なく弊社の判断において行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が利用契約締結後、第7条（承諾）第1項各号の一に該当することが明らかになった場合
 - (2) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合
 - (3) 当社が提携する収納機関において、契約者が指定したクレジットカードの利用が停止された場合
 - (4) 契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - (5) 前条（契約者への要求等）第1項の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (6) 前各号の他本約款に違反した場合
2. 契約者がアカウント ID を複数個保有している場合において、当該アカウント ID のいずれかが前条（契約者への要求等）第1項第7号又は本条第1項により使用の一時停止又は解約となった場合、当社は、当該契約者が保有する全てのアカウント ID の使用を一時停止とし、又は解約とすることができるものとします。
3. 本条により利用契約を解除した場合において、契約者名義の当社取り扱いドメインがある場合においては、弊社は当該ドメインについて、差し押さえ、ドメイン登録の抹消ができるものとします。
4. 本条の定めは当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第8章 損害賠償等

第29条（損害賠償の制限）

1. 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます）に陥った場合で、かつ契約者が利用料金が発生するサービスを利用している場合、当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して48時間以上その状態が継続した場合に限り、当月の基本料金の30分の1に利用不能の日数（24時間を1日とします。24時間に満たないものは切り捨てとします）を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。
2. 当社は、以下の方法のいずれか、またはこれらを組み合わせることにより前項の賠償請求に応じます。
 - (1) 後に請求するサービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること

(2) 賠償額に相当するサービスの使用权を付与すること

3. 利用不能が当社の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項は適用されず、当社は契約者の損害賠償請求に応じます。但し、この場合でも、逸失利益、間接損害、特別損害、その他派生的損害について当社は賠償責任を負いません。
4. 本サービス用設備等にかかる第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。
5. 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えると時の各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

第30条（当社から損害賠償請求）

1. 契約者が本約款に違反したことにより当社が損害を被った場合には、当社は契約者に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、契約者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第31条（免責）

1. 当社は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う1か月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。
3. 当社は、契約者が本サービス用設備に蓄積した、又は契約者が他者に蓄積することを承認したデータ等が消失(本人による削除は除きます)し、又は他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失又は改ざんに伴う会員又は他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。
4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

以上

付則

- 本約款は、平成21年1月1日から実施します。
本約款は、平成21年1月15日より改訂します。
本約款は、平成22年4月1日より改訂します。
本約款は、平成23年2月10日より改訂します。